

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
（趣旨） 第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における<u>国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第30条の4の規定に基づく客員教授及び客員助教授（以下「客員教授等」という。）</u>の選考に関し、必要な事項を定める。 （定義） 第2条 この規程において「各部」とは、教育学部第一部、第二部、第三部及び第四部をいう。 2 この規程において「施設・センター」とは、<u>附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター及び情報処理センター</u>をいう。 （選考） 第3条 客員教授等の選考は、客員教授等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議に基づき、学長が行う。 （選考基準） 第4条 客員教授又は客員助教授を称せしめることのできる者は、常時勤務の教員以外の職員又は<u>施行規則第30条の3の規定による外国人（以下「外国人教員」という。）</u>で、次の各号に該当する者とする。 (1) 本学において、引き続き3月以上専攻分野について教授又は研究に従事する者 (2) <u>東京学芸大学教官選考基準（昭和53年12月14日制定）</u>に定める教授又は助教授の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められる者 （選考委員会の構成） 第5条 各部の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) <u>当該部担当の学部主事</u> (2) <u>当該学科の教授</u>	（趣旨） 第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における客員教授及び客員助教授（以下「客員教授等」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。 （定義） 第2条 この規程において「各学系」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。 3 この規程において「施設・センター」とは、<u>環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター及び情報処理センター</u>をいう。 （選考） 第3条 客員教授等の選考は、客員教授等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議に基づき、学長が行う。 （称号の付与） 第4条 学長は、<u>前条の規定により選考された者に客員教授又は客員助教授の称号を付与する。</u> （選考基準） 第5条 客員教授又は客員助教授の称号を付与することのできる者は、常時勤務の教員以外の職員又は<u>国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号）第3条第2号に規定する外国人研究員及び同条第6号に規定する任期付職員のうち外国人教師（以下「外国人研究員等」という。）</u>で、次の各号に該当する者とする。 (1) 本学において、引き続き3月以上専攻分野について教授又は研究に従事する者 (2) <u>東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）</u>に定める教授又は助教授の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められる者 （選考委員会の構成） 第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) <u>当該学系長</u> (2) <u>当該分野の教授</u>

(3) <u>当該部</u>に所属する教授 6名 2 施設・センターの選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) <u>第二部担当の学部主事</u> (2) 当該施設・センターの長 (3) 当該施設・センターの運営委員会委員である教授 6名 (選考委員会の委員長) <u>第6条</u> 選考委員会に委員長を置き、<u>各部にあっては当該部担当の学部主事</u>を、施設・センターにあっては<u>第二部担当の学部主事</u>をもって充てる。 2 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。 3 委員長は、<u>第10条</u>に規定する投票に加わることができない。 (選考委員会の開催) <u>第7条</u> 選考委員会を開催するときは、<u>当該部担当の学部主事</u>(施設・センターにあっては、<u>第二部担当の学部主事</u>をいう。以下同じ。)は、日時、場所及び委員名を<u>教官会</u>(施設・センターにあっては、<u>第二部教官会</u>及び当該施設・センターの運営委員会)に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。 (選考委員会の招集) <u>第8条</u> 選考委員会は、委員長が招集する。 (選考委員会の定足数) <u>第9条</u> 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。 (選考委員会における候補者の選考) <u>第10条</u> 候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票により、3分の2以上の賛成票をもって行う。 (報告) <u>第11条</u> 委員長は、その選考に至った経緯を客員教授等候補者選考報告書(様式第1)により教官会に報告した後、客員教授等候補者選考結果報告書(様式第2)により<u>代議員会</u>に報告しなければならない。 2 <u>当該部担当の学部主事</u>は、客員教授等として選考されたことがある者を、選考された職と同一の職及び組織で<u>任用</u>するときは、客員教授等<u>任用報告書</u>(様式第3)により、<u>教官会及び代議員会</u>に報告しなければならない。 (称号の授与) <u>第12条</u> 客員教授又は客員助教授を<u>称せしめる</u>場合には、人事異動通知書(様式第4)により行うものとする。	(3) <u>当該学系</u>に所属する教授 6名 2 施設・センターの選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) <u>総合教育科学系長</u> (2) 当該施設・センターの長 (3) 当該施設・センターの運営委員会委員である教授 6名 (選考委員会の委員長) <u>第7条</u> 選考委員会に委員長を置き、<u>各学系にあっては当該学系長</u>を、施設・センターにあっては<u>総合教育科学系長</u>をもって充てる。 2 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。 3 委員長は、<u>第11条</u>に規定する投票に加わることができない。 (選考委員会の開催) <u>第8条</u> 選考委員会を開催するときは、<u>当該学系長</u>(施設・センターにあっては、<u>総合教育科学系長</u>をいう。以下同じ。)は、日時、場所及び委員名を<u>教授会</u>(施設・センターにあっては、<u>総合教育科学系教授会</u>及び当該施設・センターの運営委員会)に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。 (選考委員会の招集) <u>第9条</u> 選考委員会は、委員長が招集する。 (選考委員会の定足数) <u>第10条</u> 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。 (選考委員会における候補者の選考) <u>第11条</u> 候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票により、3分の2以上の賛成票をもって行う。 (報告) <u>第12条</u> 委員長は、その選考に至った経緯を客員教授等候補者選考報告書(様式第1)により教授会に報告した後、客員教授等候補者選考結果報告書(様式第2)により<u>教育研究評議会</u>に報告しなければならない。 2 <u>当該学系長</u>は、客員教授等として選考されたことがある者を、選考された職と同一の職及び組織で<u>雇用</u>するときは、客員教授等<u>雇用報告書</u>(様式第3)により、<u>教授会及び教育研究評議会</u>に報告しなければならない。 (人事異動通知書の交付) <u>第13条</u> 客員教授又は客員助教授の<u>称号を付与する</u>場合には、人事異動通知書(様式第4)により行うものとする。
---	--

2 外国人教員に客員教授又は客員助教授を称せしめる場合には、勤務の契約書にその旨明記するものとする。

様式第1（第11条関係）
（表紙）

客員教授等候補者選考報告書
〇〇講座（〇〇学科（〇〇研究室））
〇〇施設・センター

平成 年 月 日
第 部 教 官 会

（1頁）

選 考 委 員 会 委 員

委員長
委員
委員
委員
委員
委員
委員
委員

選 定 表

選 考 区 分	
賛 成 投 票 数 / 投 票 総 数	—
選 考 委 員 会 開 催 年 月 日	
候 補 者 氏 名	

（2頁）

選 考 報 告 書

氏 名	
-----	--

2 外国人研究員等に客員教授又は客員助教授の称号を付与する場合には、雇用契約書にその旨明記するものとする。

様式第1（第12条関係）
（表紙）

客員教授等候補者選考報告書
〇〇講座（〇〇分野）
〇〇施設・センター

平成 年 月 日
学系教授会

（1頁）

選 考 委 員 会 委 員

委員長
委員
委員
委員
委員
委員
委員
委員

選 定 表

選 考 区 分	
賛 成 投 票 数 / 投 票 総 数	—
選 考 委 員 会 開 催 年 月 日	
候 補 者 氏 名	

（2頁）

選 考 報 告 書

氏 名	
-----	--

生年月日（年齢）	
最 終 学 歴 卒業・修了年月 学 位 ・ 称 号 取 得 年 月	
現 職	
教育・研究歴	
本学における 職 務 内 容 勤 務 形 態	
任用予定期間	
備 考	

備考 1 「教育・研究歴」欄は、教育・研究歴のほか、主な職歴、調書及び論文等参考となるものを記載する。

2 「本学における職務内容」欄は、具体的な調査・研究内容、担当授業科目名及び勤務形態を記載する。

3 外国人教員にあつては、この選考報告書に代えて外国人教師雇用調書を用いることができる。

様式第2（第11条関係）

生年月日（年齢）	
最 終 学 歴 卒業・修了年月 学 位 ・ 称 号 取 得 年 月	
現 職	
教育・研究歴	
本学における 職 務 内 容 勤 務 形 態	
雇用予定期間	
備 考	

備考 1 「教育・研究歴」欄は、教育・研究歴のほか、主な職歴、調書及び論文等参考となるものを記載する。

2 「本学における職務内容」欄は、具体的な調査・研究内容、担当授業科目名及び勤務形態を記載する。

様式第2（第12条関係）

客員教授等候補者選考結果報告書

講座（学科）名 ・ 施設・センター名	氏 名 生年月日（年齢）	現 職	選 考 区 分	選 考 委 員 会		任用予定期間
				開催年月日	賛成投票数 / 投票総数	

様式第3（第11条第2項関係）

客員教授等任用報告書

講座（学科）名 ・ 施設・センター名	氏 名 生年月日（年齢）	現 職	任用区分	職務内容及び勤務形態	任用予定期間 (前回任用期間)

様式第4（第12条関係）

客員教授等候補者選考結果報告書

講座（分野）名 ・ 施設・センター名	氏 名 生年月日（年齢）	現 職	選 考 区 分	選 考 委 員 会		雇用予定期間
				開催年月日	賛成投票数 / 投票総数	

様式第3（第12条第2項関係）

客員教授等雇用報告書

講座（分野）名 ・ 施設・センター名	氏 名 生年月日（年齢）	現 職	雇用区分	職務内容及び勤務形態	雇用予定期間 (前回雇用期間)

様式第4（第13条関係）

人 事 異 動 通 知 書

(氏 名)	(現官職)
東京学芸大学客員教授（客員助教授）の称号を付与する 付与の期間は本学に勤務する間とする	
年 月 日 東京学芸大学長	

〔省略〕

人 事 異 動 通 知 書

(氏 名)	(現 職)
東京学芸大学客員教授（客員助教授）の称号を付与する 付与の期間は本学に勤務する間とする	
年 月 日 東京学芸大学長	

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に本学客員教授である者は、この規程により選考されたものとみなす。